

令和3年5月12日

各地区総務部長・審判部長 様
高体連専門委員長 様
中体連専門部長 様

(一財)福岡陸上競技協会
会長 佐藤尚文

令和3年5月12日の緊急事態宣言を受けての福岡県内各大会等の実施について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本協会の諸行事にご協力をいただき誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

さて、5月12日に福岡県が緊急事態宣言の対象区域に追加されたことを受け、5月11日付で福岡県選手強化推進実行委員会と(公財)福岡県スポーツ協会の連名により「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下における選手強化事業について」の通知等に従い、県内で今後開催予定の大会等につきましては、福岡陸協として、原則、無観衆での開催を継続します。ただし、開催地区の自治体や教育委員会の方針に従い、下記事項に留意し、開催の可否を判断いただきますようお願いいたします。

記

- 1) 大会等開催にあたり、国及び福岡県、各地域行政の方針に従うこと。
また、日本陸上競技連盟「大会開催におけるガイダンス」及び福岡陸上競技協会「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守すること。
- 2) 感染状況やリスクが変化してきているため、選手の密や、会場の混雑が回避できるように準備すること。また、監督等を通じ、選手に指導すること。
- 3) 大会等実施する場合は、使用する施設の利用基準を遵守すること。
また、無観客を含む観客等の制限を厳守すること。
- 4) 県外からの可能な限り移動等が発生しないよう、大会運営を再検討すること。
「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」が発出されている期間は、県外競技者の参加は、原則、認めない。
- 5) 大会等開催する場合は、関係者全員に「大会前1週間の体調管理チェック表」を提出させる。
また、大会等終了後「大会後2週間の体調管理チェック表」を作成させ保管させること。
- 6) 大会等主管する陸協で「提出用チェックリスト」(添付ファイル)を作成し保管すること。
- 7) 開催地区の自治体や教育委員会等の担当部署と入念に相談し、その方針を受け、実施の可否を判断すること。
- 8) 審判員の確保、参加選手の参加可能状況等、収支の見込みなど、大会開催可能な状況であるかどうかを検討し、大会の開催可否を判断すること。
- 9) 開催の判断は、可能な限り、大会申し込みや入金が始まる前までに、判断することが望ましい。申し込み以降に中止を決定した際は、大会準備に発生した費用を除いて、可能な限り参加予定者に還元できるよう努力すること。
- 10) 判断の際は、福岡陸協事務局と入念に相談し、その結果を報告するとともに、福岡陸協ホームページに早めに掲載すること。
- 11) 上記のことにに関する内容や感染予防対策が実施できない場合、大会等は中止すること。